

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ お知らせ

- 「訪問看護ステーション等に対する個別経営相談会を追加開催します」
- 「訪問看護フェスティバルのご案内(平成31年1月12日(土)開催)」
- 「平成30年度 訪問看護にかかる支援策について」
- 「介護職員奨学金返済・育成支援事業 1月18日まで申請可能です！現在働いている職員が対象になるのは今年度限りです！」
- 「一般社団法人東京都老人保健施設協会主催 2018年度 老健活用促進のための多職種連携フォーラム 今よりもっと「老健」を活用していただくために」
- 「「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(30年度第2期)の宣言事業所を募集しています ～第三期スタートアップセミナー(1月中旬)も開催決定！～」
- 「悪質事業者も走り回る師走。地域で高めよう見守り力！「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

○ 最近の動向

- 「平成30年度 福祉サービス第三者評価連続受審事業所インタビュー【居宅介護支援篇】」

平成30年 12月1日発行 第173号

お知らせ

○ 訪問看護ステーション等に対する個別経営相談会を追加開催します

東京都では、都における訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーション等の安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーション等に対する経営に関する個別相談会を行っています。

このたび、下記の日程で追加開催を致します。この機会にぜひお申込みください。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【対象者】

- ・都内訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営者・管理者・事務担当者の方
- ・都内訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の開業を検討している方

【開催日時】

平成31年1月18日(金)、2月15日(金)

各回共通 10時00分～17時15分 / 各事業所 1時間

【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

>訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する個別経営相談会事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/koureihoken/houkan/kobetusoudan.html>)

【問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

お知らせ

○ 訪問看護フェスティバルのご案内(平成31年1月12日(土)開催)

都民の方や看護師等の方を対象に、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、理解促進と人材確保を図るイベントを開催します！今年は、写真家・ジャーナリストの國森康弘氏に「写真が語る、いのちのバトンリレー～在宅看取りの現場から」と題して基調講演をしていただきます。

日時等	【日時】平成31年1月12日(土曜日) 12時50分～17時00分まで(開場12時00分) 【場所】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場 【費用】無料 【対象】どなたでも参加可
プログラム	<ul style="list-style-type: none">● 基調講演「写真が語る、いのちのバトンリレー～在宅看取りの現場から」<ul style="list-style-type: none">・國森康弘氏 (写真家・ジャーナリスト)● 「いのちを支える訪問看護」 第一部 寸劇 「苦しいけれど姉に会いに行けますか？」—ある酸素導入利用者さんの願いを叶える第二部 公開座談会 登壇者：医師、利用者家族、訪問介護員、ケアマネジャー、訪問看護師● ミニ交流集会 「訪問看護師に聞いてみよう！」● その他(12時00分～17時00分)<ul style="list-style-type: none">・展示 …医療・介護用品(介護用ベッド、流動食、おむつなど)・訪問看護の紹介…活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など・相談会 …介護相談・進路相談・就業相談
申込方法	東京都看護協会ホームページ・往復はがき・FAX から(事前申込期限:12月14日(金)※) 詳細は下記ホームページをご覧ください。 東京都看護協会 HP ホーム > 都民の皆様へ > 訪問看護 > 訪問看護フェスティバル http://www.tna.or.jp/index.php/for_tokyoites/care_support/festival/ ※席に余裕がある場合は当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。

訪問看護フェスティバル

【お問合せ先】介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267

訪問看護フェスティバル

—Only Oneの看護2018—

開催日 平成31年1月12日(土)12:50～17:00

会場 東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場 **参加無料**

○平成30年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成30年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<H30年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等											
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで ※ただし、最終締切 :2月8日(金)											
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切 :2月8日(金) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。											
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	締切 :2月8日(金)											
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで ※本補助金の活用を考えている場合は、必ず、事前に東京都担当までご連絡ください。 ※ただし、最終締切 :2月8日(金)											
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください											
	<p>「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)交流会の開催</p> <p>このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。</p> <p>【対象及び内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)</td> <td>訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)</td> <td>指導者が日々直面している職員育成に当たっての悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0~3年程度の訪問看護師</td> <td>新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。</td> </tr> </tbody> </table>			対象	内容	ア	管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)	訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。	イ	指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)	指導者が日々直面している職員育成に当たっての悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。	ウ	新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0~3年程度の訪問看護師
	対象	内容											
ア	管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)	訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。											
イ	指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)	指導者が日々直面している職員育成に当たっての悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。											
ウ	新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0~3年程度の訪問看護師	新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。											

【研修費】 無料

【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへ
FAXで直接お申込みください。 その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

【テーマ・開催日時等】

ア 対象：管理者（訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者（管理者経験3年未満））

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第 4 回	【ステーション名】 訪問看護ステーションけやき 【テーマ】 看護師定着のためのマネジメントについて	【日時】 2月22日（金） 18：30～20：00 【会場】 三茶しやれな～ど（世田谷区民会館別館） 5階 スワン （住所：世田谷区太子堂2-16-7） 【アクセス】 東急田園都市線・東急世田谷線「三軒茶屋駅」 より徒歩3分程度	訪問看護ステーションけやき 【FAX】03-5450-8296 【締切】2月8日（金）

イ 対象：指導者（訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師（管理者を除く））

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第 4 回	【ステーション名】 山の上ナースステーション 【テーマ】 新任看護師の育成計画を作成しよう	【日時】 1月26日（土） 14：00～16：00 【会場】 山の上ナースステーション2階 （住所：日野市南平7-2-14） 【アクセス】 京王線「南平駅」南口から徒歩4分程度	山の上ナースステーション 【FAX】042-599-8868 【締切】1月24日（木）

ウ 対象：新任訪問看護師（訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師）

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第 4 回	【ステーション名】 野村訪問看護ステーション 【テーマ】 訪問看護中困ったこと・不安に 思うことをみんなで解決しよう	【日時】 2月22日（金） 18：30～20：00 【会場】 野村病院 1階会議室 （住所：三鷹市下連雀8-3-6） 【アクセス】 JR中央線・京王井の頭線「吉祥寺駅」公園口から 小田急バス「新川（野村病院前）」下車より 徒歩3分程度 京王線「調布駅」北口から小田急バス「野村病 院」下車 バス停正面	野村訪問看護ステーション 【FAX】0422-47-5505 【締切】2月1日（金）

今年度は上記1回ずつで終了です。

訪問看護フェスティバルの開催

H31年1月12日（土）都庁5階大会議場
申込受付中（締切H30年12月14日）

※詳細はホームページをご覧ください。申込期限を延長する場合も、
ホームページでご案内します。

【ホームページ】 東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267 FAX03-5388-1395

東京都訪問看護推進総合事業

○ 介護職員奨学金返済・育成支援事業 1月18日まで申請可能です！ 現在働いている職員が対象になるのは今年度限りです！

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、平成 30 年度から、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施しています。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員（有期雇用を除く）として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して最大 5 年間、1 人当たり 60 万円を上限として全額補助します。

【例】

・職員が毎月 2 万円奨学金を返済しており、事業所から奨学金返済相当額 2 万円を職員に毎月手当として支給
⇒最大で 120 万円(2 万円×12 月×5 年)を都が補助。

※補助要件等詳細については、東京都福祉保健財団のホームページをご確認ください。

◆ご注意ください！働いている方で奨学金の返済をされている方はいませんか？

平成 31 年 1 月 1 日現在において、事業所で働いている介護職員が本事業の補助対象となるためには、平成 30 年度に申請していただくこと必要であり、平成 31 年度に新規に申請することはできません。(経過措置)

なお、事業計画書の提出をしていない現任介護職員についても、交付申請時からの申請が可能となりましたので、本事業の対象となる職員がいる法人様におかれましては、申請漏れのないようご注意ください。

※1 平成 29 年度までに採用した現任介護職員(平成 30 年 4 月 1 日現在、卒後 5 年未満の者)。

※2 平成 30 年度の対象者は、平成 31 年 1 月 1 日までに採用された者になります。

現在、交付申請を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、今年度は平成 30 年 4 月 1 日時点で「介護職員処遇改善加算 I」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する施設、事業所が対象です。

※資格取得支援制度について、平成 30 年 4 月 2 日以降に制度を創設した場合であっても、職員の 4 月 1 日以降の資格取得を支援の対象とする場合は、本事業の対象となります。

奨学金返済手当等を創設した場合は、採用活動時に学生への PR ポイントになりますので、是非活用をご検討ください。

◆交付申請書提出について

【提出期限】平成 31 年 1 月 18 日(金曜日) 必着

【提出方法】郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19 階
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

【申請書類等】公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)

【お問合せ先】東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

TEL:03-3344-8513 FAX:03-3344-8593 MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問合せについては、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いて FAX またはメールでお願いします。

○ 一般社団法人東京都老人保健施設協会主催

2018年度 老健活用促進のための多職種連携フォーラム

今よりもっと「老健」を活用していただくために

2017年介護保険法改正に介護老人保健施設（老健）は「在宅支援のための施設」である事が明示されました。

地域で在宅支援を行うためには、地域の関係機関との連携が欠かせません。今回、老健における役割や機能を知っていただき、もっと老健を活用していただくことを目的に開催します。

「老健のリハビリ?」「老健の空床状況?」「老健の医療対応処置?」「デイケアとデイサービス?」など、日頃から老健を利用していただくための情報、更には、いくつかの事例を通して地域包括ケアにおける老健の活用法を皆様と共有できれば幸いです。是非ご参加ください。

■開催日時及び会場■

(1) 平成31年1月25日(金) 18時30分から20時30分 開場 18時～

東京都医師会館 2階講堂 (住所: 東京都千代田区神田駿河台2-5)

JR中央線・総武線 御茶ノ水駅(御茶ノ水橋出口) 下車徒歩約2分

東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅(2番出口) 下車徒歩約4分

東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅(B1出口) 下車徒歩約5分

(2) 平成31年2月15日(金) 18時30分から20時30分 開場 18時～

八王子市学園都市センターイベントホール (住所: 東京都八王子市旭町9-1)

JR八王子駅北口を出て徒歩5分 東急スクエアビル12階

■講演概要及びスケジュール(予定)■

時間	内容
18:00～	受付
18:30～	開会挨拶
18:35～ 18:55	「老健の機能と役割について」 ～目で見えてわかる老健早わかりパンフレットを通して～ <内容> 老健紹介の新パンフレットをもとに、これまで知られている老健と、こんな老健活用法がある、という在宅支援の老健利用のポイントについて分かりやすく説明。
18:55～ 19:15	「こんな時、老健を利用してよかった!」 ～利用者、家族の在宅支援で役立った事例～ <内容> 老健職員が目で見えた、在宅支援に関わった利用者の変化と、その支援内容と利用者、家族の声を紹介。
19:15～ 19:35	「こんな老健利用の仕方があったんだ!」 ～相談して初めて分かった老健活用法～ <内容> 医療機関を経て老健利用に結びつけた経験から、こんな利用の仕方があったんだ!という老健活用の事例を紹介。
19:35～	5分間休憩

19:40～ 20:00	<p>「老健は本当に使いにくいか？」 ～敷居が高い、手続きが面倒と言うけれど～</p> <p><内 容></p> <p>在宅のケアマネジャーの中では、医療系サービスはとかく使いにくいといわれているが、老健は利用者の在宅支援では様々な力を発揮してくれる。そのことを多くのケアマネにも知ってほしいし、老健の側もその持ち味をもっとケアマネジャーに発信すべき！事例をとおして語る、今よりもっと「老健」を活用しよう！</p>
20:00～ 20:20	<p>「老健ショートステイ機能促進事業について」 ～なぜ今、老健ショートステイなのか？～</p> <p><内 容></p> <p>高齢者の在宅生活継続支援で欠かせないのが、手遅れにならない内に、或いは重度化しないための早めの老健利用。その役割を老健のショートステイと通所リハビリ(デイケア)、訪問リハが担っている。在宅生活の心強い味方として、もっと「老健」を利用しよう！</p> <p>標記事業の説明と高齢者介護の相談に関わる人必見の老健活用検索システムを紹介。</p>
20:20～ 20:30	質疑
20:30	閉会

(1)、(2) 両日とも講演内容は同一となります。諸事情により講師と講演内容が変更となる場合があります。

■対象者■

介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー及び医療、介護に関わる方。

■定員■

各回 200 名

■申込方法■

参加を希望される方は、以下の宛先にご連絡ください。

FAX の場合 03-6380-4371 / E-mail の場合 kensyu@roken-tokyo.or.jp

様式はこちら [http:// www. roken-tokyo. or. jp/](http://www.roken-tokyo.or.jp/)

■申込期限■

(1) 東京都医師会館開催分 平成 31 年 1 月 18 日 (金)

(2) 八王子市学園都市センター開催分 平成 31 年 2 月 8 日 (金)

■参加費■

無 料

【問合せ先】

一般社団法人東京都老人保健施設協会事務局

TEL 03-6380-4351 FAX 03-6380-4371 E-mail jimukyoku@roken-tokyo.or.jp

ホームページ [https://www. roken-tokyo. or. jp/](https://www.roken-tokyo.or.jp/)

※本研修は、東京都の補助事業を活用して実施するもので、都としても積極的に広報協力を行っています。

○「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」(30年度第2期)の宣言事業所を募集しています～第三期スタートアップセミナー(1月中旬)も開催決定!～

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(平成30年度第二期募集)
 ただ今、TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。スタートアップセミナーを受講された事業者の皆様は、この機会にぜひご申請ください。

【申請期間】平成30年11月15日(木)から12月20日(木)まで**必着**

【提出先】公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部福祉情報室宣言情報公表担当
 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

【申請方法】スタートアップセミナーでお配りしている「宣言申請の手引き」及び東京都福祉保健財団ホームページを参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

(詳細は、東京都福祉保健財団ホームページを参照。

<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei.html>)

2 第三期スタートアップセミナー(一部ビデオ上映)を開催します

より多くの事業者の皆様から申請をいただくため、平成30年度第三期スタートアップセミナー(一部ビデオ上映)の開催が決定しました!今後、職場宣言の申請をお考えの事業者の皆様は、ぜひご参加ください。

【開催日時・場所(予定)】

(第1回)平成31年1月23日(水)午前

東京都福祉保健財団 会議室(小田急第一生命ビル)

最寄り駅:各線「新宿駅」、都営大江戸線「都庁前駅」など

(第2回)平成31年1月29日(木)午後

トヨタドライビングスクール東京 会議室

最寄り駅:JR中央線「立川駅」、多摩都市モノレール「立川南駅」、JR南武線「西国立駅」など

(時間・場所及び申込方法等の詳細については、12月中旬頃に、財団ホームページ等でお知らせします。

<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/startup.html>)

3 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1)仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

(2)宣言していただくこと…

宣言事業所に配布する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、働きやすい職場づくりに取り組むことで現職員のモチベーションも向上し、人材の確保・定着につながります。



宣言マーク



公表通知書

(3) その他

上記の「ガイドライン」や申請方法等の詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

【問合せ先】生活福祉部地域福祉課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049

お知らせ

○ **悪質事業者も走り回る師走。地域で高めよう見守り力！**

無料

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)まで (土日祝日も実施)
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 (この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月11日(月曜日)まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

○ 平成30年度 福祉サービス第三者評価連続受審事業所インタビュー

【居宅介護支援篇】

東京都福祉サービス評価推進機構では、福祉サービス第三者評価を受審して、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる、意識の高い事業所を福ナビにてご紹介しております。

今回は、社会福祉法人多摩同胞会 泉苑居宅介護支援センター様にインタビューをさせていただきましたのでご紹介いたします。

【受審にあたって心がけていることは何ですか？】

利用者調査においては、アンケート回収率向上のため、調査方法等を口頭でも丁寧に伝えることで、利用者の不安軽減を心がけています。具体的には、通所介護と併用している利用者に対して2種類のアンケートが配布されることを事前に周知しています。また、アンケートを渡す際には居宅介護支援のケアマネに対するアンケートであることや、事業所ではなく評価機関がみるものであることを説明し、本人や家族の負担感を軽減する為に「お時間のあるときに書いてください」等の声掛けとともに渡しています。評価機関に対しては月初にアンケートを配布できるよう依頼することで、職員が利用者宅に訪問する際に配布することが可能となり、職員や利用者ご家族の負担軽減に繋がっています。

訪問調査においては、明確で振れ幅のない言葉を用いて評価者に説明することや、担当者間の意見や認識のずれを小さくして臨むことが大切です。また、訪問調査にて求められる可能性がある資料の準備には限界があるため、日頃から担当者が利用者の情報を把握しておき、質問に対応できるようにしています。

【毎年連続して受審されている理由と、そのメリットをお聞かせください。】

連続して受審している理由は、年に一度の業務確認の機会を得られるからです。2年ごとに評価機関を変えて受審することで多くの視点から評価を受け、異なる側面から考える機会を得られています。初年度は評価機関からの助言をもとに課題が生まれ、次年度はその課題に取り組んだ結果を伝えることで、改善できたか定期的に考える良い機会となっています。職員も年に1回評価されることを知っているため、第三者評価にむけて、管理者から各書類について確認作業を行うと発信する事が、各自の書類管理の再確認等の意識付けに繋がっています。

【複数の評価機関から受審されることによる気づきはありますか？】

利用者調査の結果に対する見方が変わったことです。評価者から「利用者調査での良い結果は、必ずしも利用者の本音が反映されているとは限らず、ケアプランに対する厳しい意見等もでてくる調査結果が利用者の本音を反映していることでもある」という話を聞き、利用者調査の結果に対する捉え方に変化がありました。新たな見方を得られるところが、評価機関を変えて受審するメリットであると思います。

【受審結果を踏まえて、どのような改善に活かされていますか？】

業務の効率化に向けて、受審結果を職員の意識改善に活かしています。評価機関から「最初から残業する事を視野にいれた業務の組み立てがある」という指摘を受け、業務の効率化に向けた意識改善を図りました。職員に対して「月間の業務の組み立てを考えるように」という声かけをおこなったり、管理者自身が早めに帰宅するなど意識付けをおこなった結果、翌年の評価の際には、所定時間内で業務が終えられる率が向上しました。昨年度の評価では、「事業所の外部へのアピールが必要」という指摘を受けたため、今回のインタビューを始めとした発信の試みに取り組んでいきたいです。

過去のインタビュー記事につきましても、福ナビにて公表しております。受審時の参考にぜひご覧ください。



東京都福祉サービス
第三者評価キャラクター
『ひょうかめ』

1. **福ナビ**

とうきょう福祉ナビゲーション

<http://www.fukunavi.or.jp>

2. **福ナビ** とうきょう福祉ナビゲーション

ホーム 事業所情報 東京の福祉 オールカイト 相談窓口

福祉サービスに関心の方はこちら
福祉サービス第三者評価

介護サービスに関心の方はこちら
介護サービス情報の公表

第三者評価のトップ画面へ

3. **東京都福祉サービス第三者評価**

第三者評価の仕組み

情報収集 → サービス向上への活用

評価機関

東京都福祉サービス第三者評価
評価結果を検索する

サービスから探す

高齢者 子ども・ひとり親 障害者(児) 生活 生活支援

所在地から探す | 事業所名から探す | 評価結果を出力する | キーワードから探す

「連続受審事業所の紹介」

連続受審事業所の紹介

4. **福祉サービス第三者評価 連続受審事業所の紹介**

福祉サービス第三者評価を受審して、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる、意欲の高い事業所をご紹介します。
区市町村別連続受審事業所一覧とインタビュー記事を掲載しています。受審時の参考にぜひご覧ください。

平成30年度

<第3回 居宅介護支援編>NEW

- 区市町村別連続受審事業所一覧
- 連続受審事業所インタビュー② 島尾居宅介護支援センター(府中市) ※評価結果はこちら**

<第2回 定期巡回・随時対応型訪問介護看護編>

- 区市町村別連続受審事業所一覧
- 連続受審事業所インタビュー① SOMPOケア徳丸(櫻橋区) ※評価結果はこちら

<第1回 小規模多機能型居宅介護編>

- 区市町村別連続受審事業所一覧
- 連続受審事業所インタビュー① 小規模多機能ホーム光の恵みおくら(町田市) ※評価結果はこちら

平成29年度

【お問合せ】

東京都福祉サービス評価推進機構

(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)

TEL:03-3344-8515 FAX:03-3344-8595 e-mail : hyoka@fukushizaidan.jp